

保険料は、介護保険を支える大切な財源です

問合せ 高齢介護課 ☎9155

介護保険制度

介護保険は、40歳以上の全員が加入する保険制度です。将来、介護が必要になったときに、要介護認定を受け、必要な介護サービスを利用することができます。介護保険料は、介護サービスに係る費用などから算出された基準額を基に決められますが、高齢化が進む現在の状況ではその費用は年々増えていく見込みです。そのため、皆さんが納める保険料は、介護保険を支える重要な財源となっています。

介護保険料の納付方法

40歳から64歳までの第2号被保

険者は、加入している医療保険の保険料に上乗せという形で納付していただきます。

65歳以上の第1号被保険者は、年金から差し引かれる「特別徴収」と口座振替または納付書で納める「普通徴収」があります。特別徴収の対象者は、老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金を年額18万円以上受給している人です。特別徴収の対象者であっても、年度の途中で65歳になった人、転入・転出した人などは当分の間普通徴収になります。

※介護保険を滞納すると、介護サービスの利用が制限されます。

第1号被保険者（65歳以上）平成25年度介護保険料

段階	対象者	保険料年額	算出方法
第1段階	生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	28,260円	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、(合計所得金額+課税年金収入)≤80万円/年を満たす場合	28,260円	基準額×0.5
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人で(合計所得金額+課税年金収入)≤120万円/年の人	37,868円	基準額×0.67
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人で(合計所得金額+課税年金収入)>120万円/年の人	42,390円	基準額×0.75
特例第4段階	本人が市民税非課税で、(合計所得金額+課税年金収入)≤80万円/年で、世帯に市民税課税者がいる場合	51,433円	基準額×0.91
第4段階(基準額)	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	56,520円	基準額
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	65,563円	基準額×1.16
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の場合	70,650円	基準額×1.25
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の場合	84,780円	基準額×1.5
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の場合	98,910円	基準額×1.75

外国人住民の住基ネットの運用が開始されます

問合せ 市民課 ☎9135

昨年7月に住民基本台帳法に基づき、外国人住民の住民票が作成されましたが、7月8日(月)から、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)でも外国人住民の運用が開始されます。

これに伴い、外国人住民も住民票に住民票コードが記載され、住民基本台帳カード(住基カード)の交付申請ができるようになります。また、住民票の広域交付、公的個人認証サービスについても対象となります。詳しくは、問い合わせてください。

外国人住民の人へ 住民票コードを通知します

7月8日(月)から、外国人住民の住民票コードを世帯ごとに郵便で通知します。

住民票コードは、住基ネットでも全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。今後、国や都道府県などの行政機関における各種の申請や届け出に使用しますので、住民票コード通知票が届いたら大切に保管してください。住民票コードを民間で利用することは、法律で禁止されています。

他人に自分の住民票コードの番号を教えたり、他の人に提示を求められることはできません。行政機関以外で、番号を聞くことはありませんので注意してください。

住民票コードは本人の申請により変更することも可能です。ただし番号を選ぶことはできません。※今回の住民票コードの通知に伴って、必要となる手続きはありません。

総務省コールセンター(電話相談窓口)を利用してください
日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の6言語対応です

外国人住民に係る住民基本台帳制度の概要に関する問い合わせに
対応します。(個別の住民票の問い合わせについては対応不可)

電話番号
ナビダイヤル
0570(066)630
IP電話、PHSからの場合
03(6301)1337

受付時間
8時30分~17時30分(平日に限る)
※平成26年3月31日(月)まで

市有地を売却します

問合せ 用地管財課 ☎9180

市の所有する土地を売却します。

■一般競争入札の売却物件
(物件番号入札1)
市が定める予定価格(最低売却価格)以上で、最高価額の入札者に売却します。
申込資格 個人および法人
受付期間 7月1日(月)~7月19日(金) 9時~16時30分
入札日時 8月20日(火)14時~
入札場所 市役所5階501会議室

■公募抽選の売却物件
(物件番号2~37)
申込者が複数の場合は、抽選により当選者を決定します。
※抽選する場合は、後日申込者に結果を通知します
申込資格 個人
受付期間 7月1日(月)~7月31日(水) 9時~16時30分

■共通事項
受付場所 市役所5階用地管財課
申込方法 詳細は、用地管財課に備え付けまたは市ホームページをご覧ください。
期間終了後の売却 入札および公募抽選の申込みがない物件は、個人および法人を対象に10月1日(火)から先着順で売却します。

物件番号	所在・地番	地目	実測面積		予定価格(円)	入札保証金(円)
			平方メートル	坪		
入札1	大野二丁目8710番82	宅地	379.98	114.94	16,150,000	1,615,000
物件番号	所在・地番	地目	実測面積		売却価格(円)	
2	物見東一丁目2000番29	宅地	581.74	175.98	18,740,000	
4	物見東二丁目2001番29	宅地	278.77	84.33	7,800,000	
6	物見東二丁目2001番38	宅地	457.10	138.27	12,410,000	
7	物見東二丁目2001番73	宅地	376.69	113.95	15,170,000	
10	物見東二丁目2001番126	宅地	264.69	80.07	7,950,000	
11	物見東二丁目2001番127	宅地	264.69	80.07	7,950,000	
17	物見西一丁目2002番113	宅地	396.37	119.90	10,630,000	
20	物見西二丁目2003番11	宅地	510.95	154.59	10,350,000	
22	物見西二丁目2003番51	宅地	472.17	142.83	12,070,000	
26	物見西二丁目2003番107	宅地	279.66	84.60	11,300,000	
27	物見西二丁目2003番123	宅地	425.62	128.75	15,790,000	
29	物見東二丁目2001番78	宅地	373.90	113.10	13,160,000	
31	八坂二丁目1665番283①	宅地	244.89	74.08	5,920,000	
32	八坂二丁目1665番283②	宅地	241.91	73.18	6,090,000	
33	八坂二丁目1665番283③	宅地	242.02	73.21	6,300,000	
34	八坂二丁目1665番283④	宅地	242.07	73.23	6,390,000	
35	大野中央一丁目125番	宅地	498.13	150.68	24,430,000	
36	宮島口東三丁目83番51	宅地	237.06	71.72	13,940,000	
37	宮島口東三丁目83番53	宅地	237.06	71.72	13,650,000	

※物件番号1,3,5,8,9,12,13,14,15,16,18,19,21,23,24,25,28および30は売却済です

ごみインフォメーション

No.2

今回から「第2次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」の施策の3つの柱についてお話します。

今回は①「排出抑制の推進」についてです。

市民・事業者意識の向上
市民・事業者への情報発信を行い、市民や事業者にごみ処理の実態を知っていただくことから始めます。また、市民・事業者・行政が連携して実施する取り組みの核として、はつかいち環境フェスタなど楽しみながら環境問題について学べる交流イベントを開催します。

流通・販売事業者の協力推進
現在、大型商業施設などでペットボトル、トレイ類などの店頭回収を行っています。今後さらに実施する店舗を増やすなど、市民が持ち込みやすくなることにより、ごみ収集や処理量を削減します。

協議体制の整備
廃棄物減量等推進審議会を継続的に運営し、審議会での取り組み(施策)の見直しや再構築を図ります。

ごみ減量や環境美化に関する地域での取り組みを広げている

くために、地域からの意見を汲み上げていき、効果的な施策を展開していきます。

回収・再利用システムの整備
資源回収報奨金制度・電動生ごみ処理機購入費補助金について目的を明確化し、ごみの減量化を進めます。

経済的誘導システムの整備
ごみの減量化や再資源化を進めるため、現在導入している家庭系大型ごみや事業系ごみの処分手数料の見直しを含めて適正な有料化について検討していきます。

また、レジ袋の有料化導入に協力してもらえる店舗を増やし、市民の取り組み拡大につなげるものとします。

次回は、②「再資源化の推進」についてお話します。

- ①排出抑制の推進
- 市民・事業者意識の向上
- 流通・販売事業者の協力推進
- 協議体制の整備
- 回収・再利用システムの整備
- 経済的誘導システムの整備